

定 款

株式会社ヤマウラ

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ヤマウラと称し、英文では、YAMAURA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 建築工事の設計及び請負
- ② 土木工事の設計及び請負
- ③ 電気通信工事、情報通信システム、電気通信機、情報機器の制御機器盤設計、製作、施工、修理、販売、リース、レンタル
- ④ 鉄鋼製構造物、機械及び橋梁の設計、製作、施工
- ⑤ 公害防止設備工事、公害処理プラントの設計、製作、施工
- ⑥ 塗装、配管、舗装工事の設計及び請負
- ⑦ 消防設備工事の設計及び請負
- ⑧ 上水道工事の設計及び請負
- ⑨ 下水道工事、清掃工事の設計及び請負
- ⑩ とび、土工、コンクリート工事の設計及び請負
- ⑪ 電気設備工事の設計及び施工
- ⑫ 建設資機材のリース、レンタル及び機械工具の製造、販売
- ⑬ 産業廃棄物の収集、運搬及び焼却埋立等の処理
- ⑭ 立体駐車場設備の製造、販売
- ⑮ 医療用具の製造及び販売
- ⑯ 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発、バイオテクノロジー利用による飼料、肥料の製造、販売及びその製造プラントの製作、販売
- ⑰ 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び土地の造成
- ⑱ 損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理業
- ⑲ 有価証券の売買、保有及び運用業務
- ⑳ 医薬品・医薬部外品の販売
- ㉑ マンションの建築、経営、施工資材に関わるフランチャイズ店の加盟募集及び指導、コンサルタント業務
- ㉒ 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- ㉓ 旅館、ホテルその他宿泊施設、それに伴う飲食施設・物品販売施設の経営及び管理運営
- ㉔ 不動産の運用、保有及び有効活用に関するコンサルタント業務
- ㉕ 不動産の証券化に伴う証券投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業
- ㉖ 不動産特定共同事業法に基づく事業
- ㉗ 上記各号に関連付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県駒ヶ根市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、82,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長になる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決

権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会はその決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(顧問及び相談役)

第24条 取締役会は、その決議により顧問及び相談役各若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、当社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(業務執行)

第25条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役社長の職務を代行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続き）

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第32条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印、又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第33条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続き)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第40条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日を基準日として、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として株主又は、登録株式

質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 期末配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。

附 則

- 1 当社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第57回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。